

改正 略

盛岡市私立学校等結核健康診断費補助金交付要綱

(目的)

第1 結核の予防を図るため、私立学校等の設置者が定期の健康診断の費用を支弁する場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、盛岡市補助金交付規則（昭和50年規則第27号。以下「規則」という。）及びこの告示に定めるところにより補助金を交付する。

(定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 私立学校等 次に掲げる学校又は施設をいう。

ア 私立学校法（昭和24年法律第270号）第2条第3項に規定する私立学校

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条規定する専修学校

ウ 学校教育法第134条第1項に規定する各種学校（修業年限が1年未満のものを除く。）

エ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年政令第420号）第11条第1号に掲げる刑事施設

オ 社会福祉法（昭和26年法律第415号）第2条第2項第1号及び第3号から第6号までに規定する施設をいう。

(2) 定期の健康診断 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第53条の2第1項の規定により行う結核に係る定期の健康診断をいう。

(補助金の交付の対象及び補助額)

第3 第1に規定する経費は、定期の健康診断に要する報酬、職員手当、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料並びに使用料及び賃借料とし、これに対する補助額は、当該経費から寄附金その他の収入を控除した額と次に掲げる額を合算して得た額とを比較していずれか低い額の3分の2に相当する額以内の額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 医療機関において70ミリメートルミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ人数に478円を乗じて得た額

(2) 医療機関において100ミリメートルミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ人数に506円を乗じて得た額

(3) 医療機関で精密検査を受けた者の延べ人数に6,521円を乗じて得た額（やむを得ない事情により直接撮影のみを行った場合にあっては、当該直接撮影を行った者の延べ人数に1,767円を乗じて得た額）

(補助の実施期限)

第4 規則第3条に規定する補助の実施期限は、令和11年度の末日とする。ただし、当該補助金に係る事業効果の検証を行い、その結果に基づいて当該補助の実施期限の延長又は繰上げをすることがある。

2 前項の事業効果の検証に係る基準は、当該補助金申請者の結核健康診断の受診率とする。

(申請の取下期日)

第5 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(提出書類)

第6 規則の規定により提出する書類並びに当該書類の提出部数及び提出期日は、別表のとおりとする。

制定文 略

改正文 略

別表 (第6関係)

条項	提出書類	提出部数	提出期限
規則第4条	1 補助金交付申請書	1部	事業を開始しようとする日
	2 結核健康診断費補助金経費所要額調書	1部	
	3 結核健康診断費補助基本額内訳書	1部	
	4 結核健康診断実施者別受診人員内訳書	1部	
	5 結核予防費支出計画書	1部	
	6 収支予算書	1部	
	7 その他市長が必要と認める書類		
規則第9条第1項	1 補助事業変更承認申請書	1部	変更しようとする日の14日前
	2 結核健康診断費補助金経費所要額調書	1部	
	3 結核健康診断費補助基本額内訳書	1部	
	4 結核健康診断実施者別受診人員内訳書	1部	
	5 結核予防費支出計画書	1部	
規則第9条第2項	補助事業中止(廃止)承認申請書	1部	中止し、又は廃止しようとする日の7日前
規則第14条	1 補助事業完了報告書	1部	事業完了後14日以内又は当該年度の3月
	2 結核健康診断費補助金経費精算額調書	1部	
	3 結核健康診断費補助基本額内訳書	1部	

	4 結核健康診断実施者別受診人員内訳書 5 収支決算書 6 その他市長が必要と認める書類	1部 1部	31日までのい ずれかの早い 日
規則第17条第1項	補助金交付請求書	1部	補助金額確定 通知書の受領 後14日以内
規則第18条第2項	補助金前金払請求書	1部	前金払を受け ようとする日 の14日前